Grant Thornton
An instinct for growth™

# 国際税務レポート

2020 Spring

太陽グラントソントン税理士法人
Grant Thornton Taiyo Tax Corporation

# 目次


1. 国内税務情報（国際関係） 3
2. 海外税務情報 6
3. 各国の税率 21


※2020年3月末日現在の情報です

# 1. 国際税務情報（国際関係）

# 1. 国際税務情報（国際関係）

| No. | 情報発表日 | 区　分 | リソース | 項　目 | 概要・解説 | 参照URL |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2020/1/31 | 税制 | 財務省HP | | 「所得税法等の一部を改正する法律案」 国会提出 | https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/201diet/index.htm |
| 2 | 2020/1/9 | 租税条約 | 財務省HP | | モロッコとの租税条約締結 | https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20200109mor.htm |
| 3 | 2020/3/6 | 租税条約 | 財務省HP | | BEPS防止措置実施条約適用国　追加<br>ポルトガル、サウジアラビア、カタール | https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm#a05 |
| 4 | 2020/2/28 | 税務訴訟 | 日本経済新聞HP | 組織再編 | 適格現物出資に関する更正処分取り消し | https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56664990R10C20A3CR8000/<br><br>http://www.shionogi.co.jp/company/news/2014/qdv9fu000000k0vs-att/140912.pdf |
| 5 | 2020/3/6 | 移転価格 | 経団連HP | | 国別報告事項の2020年レビューに関する公開諮問文書に対する意見 | https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/017.html |
| 6 | 2019/12/9 | デジタル課税 | 経団連HP | | 経済の電子化に伴う課税上の課題に対する第２の柱“GloBE” (Global Anti-Base Erosion Proposal) に関する公開諮問文書に対する意見 | https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/105.html |
| 7 | 2020/1/29 | デジタル課税 | OECDHP | デジタル課税 | Two Pillars approachのフレームワークについての合意 | http://www.oecd.org/tax/beps/statement-by-the-oecd-g20-inclusive-framework-on-beps-january-2020.pdf |
| 8 | 2020/3/20 | 税制 | OECDHP | 租税政策 | コロナウィルスによる経済的影響に対応するために各国が取り得る租税政策に関する情報を公表 | https://oecd.dam-broadcast.com/pm_7379_119_119695-dj2g5d5oun.pdf |
| 9 | 2020/4/13 | 法人税 | 国税庁HP | | 新型コロナウィルス感染症の発生・拡大に伴う法人税基本通達等の一部改正 | https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/2004xx/index.htm |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 1. 令和2年税制改正
## 企業買収後の配当及び株式譲渡を組み合わせた租税回避への対応

- 企業買収後の配当及び株式譲渡を組み合わせた租税回避に対応するため、法人が一定の子会社から一定の配当を受け取った場合に、子会社株式の帳簿価額を引き下げる見直しを行う。
- 見直しに当たっては、**措置の対象を過去10年以内に買収（支配関係発生）した子会社からの配当に限定するなど、企業に過度な負担が及ぶことがないよう配慮**。

### 改正概要

法人が（1）一定の支配関係にある子会社から（2）一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受ける場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額する。

（1）一定の支配関係のある子会社（対象となる子会社）
⇒　法人（及びその関係者）が株式等の50%超を保有する子会社
※　但し、子会社が内国法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式の90%以上を内国法人等が保有しているものを除く

（2）一定の配当額（対象となる配当）
⇒　１事業年度の配当の合計額が株式の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額
※　但し、その合計額が①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合または②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。

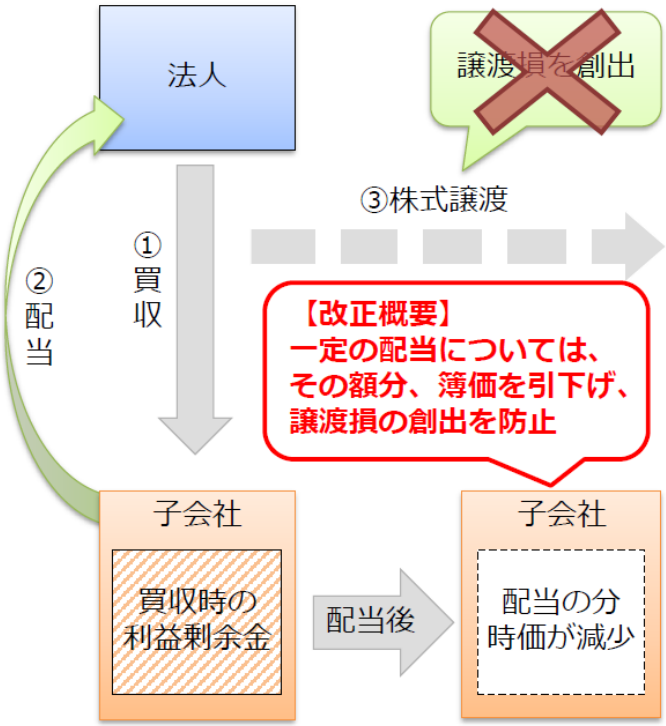


経済産業省HPより引用


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

# 2. 海外税務情報

## 南北アメリカ

### アメリカ

コロナウイルスの影響を受ける納税者の救済

3月13日、米国大統領は進行中のコロナウイルス（COVID-19）のパンデミックに対応するため、1988年に制定された災害時の緊急支援法であるスタフォード法に基づき国家非常事態を宣言した。

緊急宣言には、納税期限の緩和措置も盛り込まれており、コロナウィルスの影響を受ける納税者については、連邦所得税の納付期日が2020年4月15日から2020年7月15日にまで延長されることとなった。

なお、延期可能な納税額は企業で最大1,000万ドル、個人の納税者の場合は最大100万ドルとなり、延期期間内に係る利子、罰金は免除される。

### カナダ

カナダ、コロナウイルスによる税ルール緩和を検討

カナダのジャスティントルドー首相は、新しいコロナウイルスの影響に見舞われた企業に対して、納税ルールを緩和することを発表した。

納税者救済条項として知られる一連のルールを使用して、歳入大臣に延滞金および罰金のすべてまたは一部を放棄する権限を与えることができるという内容である。

カナダにおけるほとんどの個人の納税申告は4月30日、自営業の税申告は6月中旬であり、企業は会計年度の終了から6か月後に所得税申告を提出する必要がある。

新たな規定に基づき、申告書を提出したが期限内に支払いを行うことができなかった、または自己の管理不能な理由で遅れて申告書を提出した納税者は、延滞税や罰金の取下げ請求を届け出ることができるようになる。

### ブラジル

ブラジル財務省、2020年社会保障拠出率の更新

ブラジル財務省は2月26日、3月1日から有効となる新たな社会保障拠出率と基準についてオンラインで発表した。

社会保障拠出は、従業者の給与の範囲に応じて7.5%から22%の累進課税率で課税される。累進税率は、従業者および独立した請負業者に適用される。

### メキシコ

難局打開に向けた融資の供与

メキシコは国の経済が2009年の危機以降最大の課題に直面しているため、コロナウイルスの被害が最も大きい商業部門に融資を行うことを計画している。

観光、レストラン、飛行機旅行のセクターに対する流動性ショックを抑えるために開発銀行による融資が認可される。

また、同氏はメキシコのアカプルコでの銀行会議の際に、すでに開発銀行からの信用供与されている企業で流動性の問題に直面している場合には、利子の猶予や借り換えを認められる可能性がある。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## アジア

### 中国

中国　コロナウイルス影響緩和のため事業に関連する税金を緩和

中国はコロナウイルスの発生によりダメージを受けた国内事業を援助するため、税及び財政措置を実施する。運輸業は、一時的な付加価値税の減税や繰越欠損金の繰越期間の延長などの措置を受けることになる。一部の省では、農業及び小売業についても適用対象となる。

コロナウイルスは拡大しており、6万人以上の死者をだしている。症例の大部分は中国で、集団感染は、様々な企業に損害を与えており、政府はこの影響を緩和するため、生産活動を継続するための購入機器の損金算入を実施する方向で進めている。

また、感染予防のための輸入物資については、輸入関税、付加価値税、消費税を免除する。また、コロナウイルスの蔓延が続くなかでも、事業を継続するために、物資を購入した企業は、これらを法人所得税上、損金算入することを認め、特に感染防止のための物質の輸送にかかるVATは免除される。

公共交通機関、宅配便、および日常生活に必要な事業については、VATの対象外とし、また、ケータリング、観光、宿泊施設、および輸送業などの、感染拡大により影響を受けた企業は、５年間から8年間に欠損金の繰越し期間を延長することができる。

企業や個人からの感染拡大の支援のための物資や医療品の寄附も、税額控除の対象となる。政府はまた、感染予防に携わる医療従事者の給与と賞与に対する個人所得税を軽減するとしている。

### 韓国

韓国が中小企業保護を発表、コロナウィルスによる優遇税制

韓国政府は、コロナウイルスの蔓延により打撃を受けた経済支援のため、多数の補助金と消費者優遇措置を発表した。

中小企業への家賃補助金と自動車購入に対する一時的な減税を含む措置については、韓国政府は、3月末までに追加予算の議会承認を得ようとしている。

韓国はコロナウイルスの増加傾向に直面しており、中国への輸出量の急激な減少、消費者感情の急落、および観光産業への打撃に苦しんでいる。中央銀行は金利の引き下げの代わりに、中小企業に低金利で貸し付けることで、政府がより広範な動きをとれるようにする。

優遇措置には下記のものが含まれる。

- 国有不動産の家賃の削減、および中小企業の家賃を引き下げる家主への部分的な支払い
- 3月から6月の間の自動車購入にかかる物品販売税の70%削減
- 政府所有の博物館の入場料削減、韓国高速鉄道の運賃値下げ
- 地方議会から、コロナウイルス感染地域企業の固定資産税の引き下げの承認を求める
- コロナウイルスの脅威にさらされている企業を支援するため、公務員に最低週2回地元のレストランで昼食を食べるよう促す


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## アジア

### 香港

香港議会 個人所得税及び法人税の税額控除を検討
香港立法審議会は3月18日に、2019－20課税年度における個人所得税及び法人税に対しHKD20,000を上限として免税措置を実施する法案を承認した。
この法案は2020-21予算の一部として公表された。

### インドネシア

インドネシア政府がコロナウィルスの影響に対する新しい優遇税制を発表
インドネシアは、コロナウィルスの影響に対応するため、第二の経済政策の一部として、法人税の納付を6カ月間猶予するとともに、個人所得税を延長する。
この優遇税制は4月1日より施行され、さらに、750品目を超える商品の輸入規制を緩和し、特定の輸入業者の所得税の納付を6カ月間延長する。
今回の優遇税制は、経済規模USD745百万の第一次経済政策に加えて行われる。当初の政策は、低所得世帯と観光業を対象としていたため、今回の政策では、国内経済を押し上げることを目的としている。
インドネシアでは、世界中におけるリスク回避の対応の影響により、観光、貿易、投資が打撃を受けており、政府は成長率が第一四半期で4.7%減少する可能性があると警鐘を鳴らしており、これは、過去10年以上で最悪なものとなる。

### フィリピン

2019年所得税申告書の申告期限を公表
2019年所得税申告書の申告期限が4月15日であると公表した。
コロナウイルス蔓延のため、追加の申告方法を納税者が利用できるようになる。
申告書の電子申告及びオンラインによる納税のほかにも、①延滞税25%・利子税が12%/年、②不納付に関する追加のペナルティ、③指定銀行代理業者を通じた電子申告の手続きについて公表した。
また、コロナウイルスによる申告期限の延長は予定されていないことを明らかにした。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## アジア

### マレーシア

新型コロナウイルス関連措置

政府は新型コロナウイルスの流行による国内経済への影響軽減措置として景気刺激策を発表した。主な法人向け税制の救済措置の内容は以下の通りである。

1.観光業向け納税延長措置
旅行代理店、ホテル及び航空会社などにつき、2020年4月1日~9月30日までの6月間につき、月次納付の延長が認められた。

2.法人税の概算納付額の見直し
コロナウイルス感染対策により、大きく影響を受ける企業については、通常法人所得税の見積額の変更は事業年度の6か月目と9か月目に実施することができるが、3か月目の月次納付の時点においても変更申請ができることとされた。

3.ホテル等のサービス税の免除
ホテル等によるサービス提供はサービス税の対象とされているが、2020年3月1日~8月31日までの期間につき、サービス税が免除される。

4.従業員向け防護服（マスク等）の損金算入
法人が、従業員に対して支給する使い捨ての防護服等（マスクなど）の購入した場合には、当該購入費用は法人の損金の額に算入される。なお、使い捨てではない防護服等については、税務上の減価償却費により損金算入されることとなる。

### タイ

新型コロナウイルス関連措置

政府は定例閣議において、新型コロナウイルスに係る措置を決議した。主な法人向け税制の救済措置の内容は以下の通りである。

1.源泉税率の軽減措置
一定の所得の支払いを行う場合において、通常は3%の源泉徴収すべきところ、2020年4月1日~9月30日までの期間は1.5%、同年10月1日~12月31日までの期間は申告・納税をオンライン（e-Withholding Tax system）で実施することを条件として2%まで引き下げを実施。

2.借入利息の追加所得控除
政府系金融機関からの一定の金融支援を受けている中小企業につき、2020年4月1日~12月31日までの期間における当該支援されたローンに係る支払利息の150%を課税所得から控除することができる。

3.人件費の追加所得控除
中小企業が、2020年4月1日~7月30日までの期間において支給する、社会保険加入者であり、かつ、月額給与が15,000バーツ以下である従業員に対する人件費について、当該費用の300%を課税所得から控除することができる。

4.VAT還付の優遇措置
VATの還付について、オンライン申告の場合は通常30日以内のところ15日以内に、書面申告の場合は通常60日以内のところ45日以内に短縮して還付手続きを実施する。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## アジア

### インド

新型コロナウイルス関連措置

財務大臣はインド全土がロックダウン状態であることに対して、税務コンプライアンス等に係る期限延長等の緩和措置を公表した。主な内容は以下の通りである。

- 2018/19年度の法人税申告書の最終提出期限が2020年3月31日から6月30日まで期限延長される(遅延利息は12%から9%に軽減)。
- PAN(納税者番号)とAahaarナンバーの紐づけをしなければならない期間について、上記同様に2020年6月30日まで期限延長される。
- 源泉徴収税、予定納税等に係る納付遅延利息について、2020年4月20日~6月30日の期間は、通常の12%又は18%から9%に軽減される。
- GSTにつき、2020年2月~4月の期間のGST申告・納付期限について、2020年6月30日まで段階的に延長される。併せて、GSTに係る納付遅延利息について、同期間は、通常の18%から9%に軽減される。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### イギリス

2020年度財務法案
英国下院は2020年度の財政法案の草案を承認しました。この法案には次の対策が含まれている。
1.4月1日から特定のデジタルビジネスに2%のデジタルサービス税（DST)を導入する。
2.個人の所得税率と閾値を設定
3.4月1日以降の法人税率は、19%のままとなる。先に定められた17%の税率引き下げを取り消す。
4.コールオフ在庫制度に関するEU指令措置を実施
5.キャピタルロスの繰越をキャピタルゲインの50%に制限
6.4月1日から研究開発費控除の割合が12%から13%に引き上げられる。
7.無形固定資産制度に基づく知的財産の税制上の取り扱いを修正。
8.英国の排出量取引計画と炭素排出税を改正
9.給与所得以外の課税を規制する。
10.埋め立て税を増やす。
11.4月1日から、特定のゼロエミッションの軽乗用車を追加消費税から免除
12.気候変動課税率を引き下げる。

英国財務省、コロナウイルスによる事業税軽減措置に関するガイダンスを発表
3月22日、英国財務省や、コロナウイルスのパンデミックに起因する企業に対する税金控除措置に関するガイダンスを発表した。ガイダンスには次のものが含まれる。
1.繰延VAT支払の3月20日から6月30日までの期限延長
2.2月28日現在、従業員250人未満の中小企業および雇用主に対する法定疾病手当の払い戻し
この措置は2020年予算の一部として発表された。

### ドイツ

コロナウイルスの影響による税務要件の緩和
ドイツ政府は、コロナウイルスの影響を受けた企業は納税申告と前納要件が緩和されると発表した。
税務当局は、納税の延期を簡単に認めることができ、厳格な要件を課さないこと、および徴収が企業に損害を与える可能性がある場合は納税を延期するように指示されている。
前納額の減額も簡素化される。納税者の所得が前年より低下する可能性が高いことが明らかな場合は、すぐに前納額を減らすべきとしている。
コロナウイルスによる直接的な影響を受けた企業は、12月31日まで制裁措置と延滞金が免除される。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### フランス

フリンジベネフィット課税に関する行政規則を更新

フランス政府は、雇用主によって提供されるフリンジベネフィットの課税に関する6つの行政規則を更新した。

1.食事給付の定額価格は1食当たり4.9ユーロ、1日あたり9.8ユーロ
2.ホスピタリティ業界の従業員の食事給付の定額価格は1食当たり3.65ユーロ、1日あたり7.30ユーロ
3.企業の取締役に対する食事給付の定額価格の拡大
4.雇用主が提供する宿泊施設の定額評価スケール
5.2019年1月1日から2022年12月31日までの間に私的目的で使用される雇用主提供の電気自動車の評価方法
6.2019年1月1日から2022年12月31日までの間に私的目的で使用される雇用主提供の電気自動車の充電ステーション非課税

コロナウイルスによる経済ショックのための救済措置

コロナウイルスにより被害を受けたフランス企業は、税金と社会保険料の支払い延長が可能となり、最も深刻な場合は直接税の支払いを中断することが可能だ。

フランス政府は、中小企業が経済ショックを乗り切るための措置を発表。税金と社会保険料を分散させ、企業が直面するキャッシュフローの課題に対応し、支払不可能な企業はケースバイケースで救済される。

フランスは、ユーロ圏とEU経済のために国レベル、ヨーロッパレベルですぐに利用できる手段を提供したい考えだ。

### イタリア

コロナウイルスの影響による追加の税額控除

イタリア政府は毎日の清掃サービス、マスク、その他のコロナウイルスの蔓延を阻止するための衛生費用に対して50%の税額控除を与える。

年間最大20,000ユーロの税額控除は、250億ユーロの救済パッケージの一部であり、すでに脆弱なイタリア経済へのコロナウイルスによる被害を軽減することを目的としている。

全国的なロックダウンのため、多くの企業が３月の大半を閉鎖することを余儀なくされたが、製造業や不可欠なサービス業は特定の安全プロトコルの実施とともに続行が可能だ。

その他の救済措置としては、閉鎖を余儀なくされたジムや劇場などの企業に対して、源泉税と社会保障税の支払いを6月30日まで延期する。

駅、バス亭、空港、レンタルカーを管理する企業に対しては5月31日まで支払の延期が有効となる。

3月に支払われる家賃の60%に相当する税額控除の利用が可能となる。最も被害の大きかった州は、200万ユーロ未満の収益を上げる企業に対して全ての源泉税、社会福祉税、付加価値税の支払いを3月31日まで延期する。

イタリアの歳入庁は、以前税務監査、検証、検査、徴収、議論を一時的に停止すると発表したが、これは新法に基づき5月31日まで継続される。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### オランダ

アイルランドとの1969年DTAの終了、
オランダの官報は、1969年2月11日署名されたアイルランドとのDTAの終了を発表しました。終了は2021年1月1日から発効する。

アイルランドとの協定発効
オランダの官報は、2019年6月13日に署名されたアイルランドとのDTAおよび議定書が2020年2月29日から発効することを発表した。この条項は2021年1月1日から発効する。この協定は1969年のDTAに代わるもので、現在有効なものである。この協定には、OECDベースの侵食と利益シフト（BEPS）プロジェクトに基づく最低基準が組み込まれてる。

利息とロイヤリティに対する源泉徴収税を導入
オランダは2019年12月に新しい税法を制定し、2021年1月1日の時点で、低税率国・地域（LTJ）に対する利息およびロイヤリティ支払にオランダ源泉税の徴収を実施した。
この源泉徴収課税は税収をもたらすことを意図していない。むしろ、源泉徴収課税は、オランダがLTJに対する支払いの入り口として使用される国際的な資金流入の構造を終わらせることを目的としている。調査によると、推定220億ユーロ（240億ドル）が毎年オランダを経由してLTJに流れ込む。源泉徴収課税はまた、そのような支払いを通じて税源浸食を引き起こす構造を終わらせることを目的としている。

### ポーランド

コロナウイルスのパンデミックによる納税者をサポートするための措置を発表
ポーランド財務省はコロナウイルスの影響を受けた納税者を支援するための対策案を発表した。この提案には以下が含まれる。
1.2019年の移転価格レポートの提出期限を9月30日までの延長
2.2020年3月から5月の間に派生した譲渡益課税を7月20日まで期限延長
3.2020年3月の個別納税は4月20日、2020年4月の納税は5月20日まで期限延長
4.新しい付加価値税と受益権中央登録（CRBR）の報告期限の延期
5.2020年7月から12月にかけての小売販売税の継続的な停止
6.2020年において、特定の2019年中に発生した損失に対する所得税額控除を認める。
さらにコロナウイルスを防止または根絶するための寄附金控除を認める。
7.2020年において、小規模な納税者の簡易予定納税を認めると同時に計算手順を改訂する
8.特定の監査、行政執行、税務手続きの一時停止
9.不良債権規則および納税延長手数料の一時停止


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### ギリシャ

コロナウイルスによる税控除の提供
ギリシャの官報は、コロナウイルスのパンデミックに起因する減税措置の通達を発行した。
通達には次の措置が含まれる。
1.2018年評価年度の納税者リストのうち未納付分の期限を8月31日まで延長する。
2.指定された未払債務の支払いの期限を3月11日から8月31日に延長する。
3.すべての支払いに係る利息を一時停止する。
4.リストに記載のある一定の事業体について、延長・停止措置から除外する。

ギリシャを居住地として設立する納税者に代替課税制度を適用する
ギリシャの官報は、非居住者が居住地をギリシャに移転する場合の代替税制の適用手順に関する法令を発表した。この法令には次の措置が含まれる。
1.代替税制の申請書の提出、審査、および承認のための管轄当局を確立する。
2.必要な条件と文書を提供する。
3.各税年度の3月31日までに申請書の提出を要求する。
4.税査定と納税期限の手続きを明確にする。
5.アプリケーションの失効を要求するための手順を提供する。
この措置は、2020年の税制改正法の一環として発表されました。

### ルーマニア

中小企業、大企業の税制優遇措置
ルーマニアの財政省は4月25日までに第1四半期の法人所得税を前払いする法人に対して税制優遇措置を発表した。
1.第1四半期に暦年の報告がある大規模法人の5%の減税
2.暦年のレポートが第1四半期にある中小企業（SME）の10%減税
3.4月25日から6月25日の期間に納税期限が到来する事業年度の法人について減税
4.観光および公共食品会社のための様々な減税

提出期限を延長、債務回収を遅らせ、コロナウイルスによる監査
ルーマニア国立行政局はコロナウイルスのパンデミックにより、3月25日から4月25日まで納税申告の期限を延長しました。税務当局は、次のような措置も実施した。
1.強制執行措置の停止
2.最新の3月の和解に対してVATの払い戻しを許可
3.4月1日から有効な新しい償還メカニズムを通じてVATの償還を加速
4.ブルガリアおよびハンガリーとの国境地域を含む、対面監査、脱税および詐欺調査を一時停止
措置は同日に発効し、ルーマニアの緊急事態が終了した後30日まで適用される。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### ベルギー

コロナウイルスによる国境を越えた労働者の在宅勤務のインセンティブを明確化

ベルギーの財務省は、ルクセンブルクとの2015年のDTAに基づく24日間のルールの適用を明確にした。 3月14日以降、国境を越えた労働者は、通常の活動国以外で働く24日間に制限されることはなくなり、その状態では課税対象となる。労働者は、コロナウイルスのパンデミックにより自宅で働くことを奨励されているためである。

コロナウイルスによる納税申告、支払いの期限延長を発表

ベルギーの財務省は、コロナウイルスのパンデミックによる納税申告と支払いの期限延長を発表した。この発表には次の拡張が含まれる。

1.法人および非居住者の法人税申告書および年次顧客リストの提出期限を4月30日とする
2.2020年2月のEU内取引報告とVAT申告については4月6日とする
3.2020年3月のEU内の第1四半期取引報告とVAT申告については5月7日とする
4.2020年2月のVATと源泉徴収税の納税期限を5月20日とする
5.2020年3月のVATと第1四半期の源泉徴収税の納税期限を6月20日とする
6.2020年2月の専門家報酬に係る源泉徴収税の納期限は5月13日、2020年3月と第1四半期の納期限は6月15日とする。
7.他の法人および個人の納税に対しては、その納税申告期限を自動的に2か月間延長する。

2020年度予算法案

2019年12月30日、ベルギーの官報は2020年の予算法案を発表した。この法律には次の措置が含まれる。

1.ローンの利子収入に源泉徴収税を適用する。
2.グループエンティティの利子控除制限ルールの導入。
3.恒久的施設（PE）の定義を変更し、外国のPE帰属損失を明確にする。

この法案は200年1月1日に発効する。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### ルクセンブルグ

非協力的な国・地域への利子、ロイヤルティの損金不算入ルールの導入
ルクセンブルク議会は、非協力的な管轄区域に関する利子およびロイヤルティの支払いについて、損金不算入のルールを導入する法案を検討することを承認した。この法案には次の措置が含まれている。

1.支払いの受益者が非協力的な国・地域のリストに記載されている国または地域に設立された関連当事者である場合、納税者が利息またはロイヤルティ費用を控除することを禁止する
2.納税者が証明できる費用の控除を、正当なビジネス上の理由による根本的な取引から行うことを許可する
3.2021年1月1日までに、非協同管轄区域の最新のリストを提供するよう政府に要求する

有益な所有権登録を実施
ルクセンブルクの官報は、受益者所有権登録を強化するためのマネーロンダリング防止およびテロ対策資金調達に関するEU指令を実施する法律を発表した。法律には次の措置が含まれる。

1.金融機関に受益者識別データの維持を要求する。
2.適格所有権報告の範囲を適格な法的取り決めおよび事業体に拡大する。
3.受益者の身元を確認するプロセスを確立する

法律は3月30日に発効された。

コロナウイルスのパンデミック中における国境を越えた労働者の不可抗力状態を説明
ルクセンブルク大蔵省は、不可抗力の条件が、1970年のベルギーとのDTAの最終議定書に基づく国境を越えた労働者の税務ステータスの決定にどのように適用されるかを説明した。DTA議定書の規定では、国境を越えた労働者は通常の活動国外で最大24日間勤務することで、もう一方の国での税務ステータスを維持される（＝納税者となる）。労働者は自宅で仕事をするように奨励されているため、コロナウイルスのパンデミックの期間中は、24日間の規則が免除されることが説明で明らかになった。この措置は3月14日に発効された。

個人、企業の税要件を緩和
ルクセンブルクの企業や自営業者は、Covid-19に直面して流動性を高めるために特定の納税を延期することができる。
税務当局は、支払いの遅延または前払いのキャンセルの要求を自動的に受け入れる。また、企業および自営業者の納税申告書の提出期限も6月30日まで延長された。
自営業の個人は、2020年の最初の2四半期について、所得と商業市民税の前払いのキャンセルを要求できる。
個人は、2019年2月29日以降に支払われるべき所得税、地方税、資産税の4か月の納税遅延を要求することもできる。
付加価値税を担当する行政も、10,000ユーロ（10,940ドル）未満のすべてのVAT未払残高を払い戻します。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### リトアニア

優先法人税率適用の拡大と欠損繰越しの明確化

リトアニア議会は中小企業の法人税の優遇税制の適用を拡大し、税務上の欠損金繰越制限ルールを修正する法案を検討することを承認した。この法案には、次の措置が含まれている。

1.適格法人に対する5%の優遇法人税率の適用を2021税年度まで拡大する。
2.譲渡証券またはデリバティブからの損失は次の税年度に繰り越すことができることを明確に規定する。
3.欧州経済地域またはリトアニアにDTAがある国での譲渡による損失は繰り越すことができないことを明確に規定する。

法律は2021年1月1日に発効する。

技術、製造業に対する法人所得税の免除を認める法案を検討

2月11日、リトアニア議会は、データ処理およびWebホスティングサービスに投資し、他の特定のクレジットの恩恵を受けない企業に対して、法人税の支払いを免除する法案を検討することを承認した。法人税の免除は主要なプロジェクトに適用され、最大20年間適用される。この法案には、適格企業が以下の要件を満たすための措置が含まれている。

1.データ処理、Webホスティングサービス、関連活動、または製造からの主要プロジェクトから得られる収入の最低75%
2.固定資産の減価償却費または償却費を除く、主要プロジェクトにおける年間最低3000万ユーロ（3240万米ドル）の設備投資
3.主要なプロジェクトでは、税平均で最低平均200人の従業員。

法律は2021年1月1日に発効する。

リヒテンシュタインとのDTA、議定書

リヒテンシュタイン財政当局は、2019年2月15日に署名されたリトアニアとのDTAおよび議定書が2020年2月19日に発効することを発表した。この規定は、一般に2021年1月1日以降の取引において効力を有する。両国の合意は、OECDモデルであり、BEPSプロジェクトに準拠している。

2020年法人所得税法の改正

リトアニア州税査察官は、2020年に始まる法人税法の改正を明確にした。

1.リトアニアから非居住国への関連当事者の資産移転に対する税法
2.通常の営業損失控除を課税対象期間の納税者の所得の70%に制限
3.2020～2022年の課税期間に有効な銀行の課税所得が200万ユーロ（2,159,453米ドル）を超えると、法人所得税率が15%から20%に引き上げられる。
4.リトアニア法人の恒久的施設への損失移転に関する税務上の取扱い。
5. 保有期間が12か月未満の場合の譲渡に係る税制
6.信用機関による追加の利益税申告の事前申告制度
7.関連者の定義
8.税務処理中和規則の不一致


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## ヨーロッパ

### カザフスタン

<u>コロナウイルスに起因する中小企業のための免税措置</u>
カザフフスタン政府はコロナウイルスのパンデミックによる中小企業に対する税控除措置を発表した。発表には以下が含まれる。
1）10月1日までの納税と社会保険料の免除
2）未払いの税金と義務的な社会保険について、その納入期限を6月1日まで延長
政府はまた、すべての納税者に対して税務監査と徴収手続きが一時的に停止されることを発表した。

<u>コロナウイルスによる課税措置に関するカザフスタン官報決議</u>
コロナウイルスのパンデミックによる税制を確立するための3月16日の大統領令を実施する決議を発表した。対策には次のものが含まれる。
1.社会的に重要な食品のリストに含まれる商品の販売について、10月1日まで8%のVAT税率を設定する
2.12月31日まで、輸出用に販売されたガソリンとディーゼル燃料のほとんどの生産者を物品税から免除する
3.観光、ケータリング、ホテルのサービスに使用される不動産の2020年の固定資産税率の計算を削減する
4.零細、中小企業エンティティに対する税制上の優遇措置の確立。すべての税金と社会的負担の支払いに対する6月1日までの期限延長、高リスクの納税者を除くすべてに対する税執行措置の6月1日までの停止、および緊急時の税務監査の一時停止
この決議は3月27日に発効した。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 2. 海外税務情報

## 中東アフリカ

### 南アフリカ共和国

COVID-19の影響に対する減税措置
COVID-19の対応策として財務省は下記の減税措置を公表した。
- 雇用税インセンティブ(ETI)
  若者の失業を抑制するため、雇用税インセンティブ(ETI)の請求額の引き上げ、要件の緩和が行われる。

企業の資金繰りの負担軽減のため下記の対応策が予定されている。
- 社会保険税の納付繰延べについて
  南アフリカ歳入庁(SARS)からの罰則なく、2020年4月1日から同年7月31日までPAYEの支払いのうち20%を繰り延べることができる。なお、繰延べた社会保険税は2020年8月1日から始まる6か月間での均等支払を行うこととなる。
- 仮納税の繰延
  一定の要件を満たす場合、2020年4月1日から2021年3月31日までにおける初回および第二回目の仮納付の繰延が認められる。

また、COVID-19救済基金に寄付を行った場合、寄付の一定金額を寄付者の税控除の対象とされる。また、当該寄付金は寄付税が免除される。

### UAE

COVID-19の影響に対する申告期限の延長
UAEの税務当局は、COVID-19の影響により、物品税の申告期限を延長することとした。
3月1日から始まる物品税の月次課税期間を1ヶ月延長され、これに伴い3月および4月の物品税申告・納付期限は2020年5月17日までとなる。


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.
Grant Thornton | An instinct for growth™

# 3. 各国の税率

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| アメリカ合衆国 | 21.00% | | N/A | 小売については、州・特別区によりSales taxが課される。 |
| カナダ | 15.00% | この他州税が課される。 | 5.00% | 連邦GST5%に加え、州売上税0~15%が課される。 |
| メキシコ | 30.00% | | 16.00% | |
| ブラジル | 34.00% | | 一般的に17%or18%(ICMS) | |
| アルゼンチン | 25.00% | | 21.00% | |
| チリ | 25.00%or27.00% | ｲﾝﾃｸﾞﾗﾄﾞ方式を選択：25.00%<br>ｾﾐ・ｲﾝﾃｸﾞﾗﾄﾞ方式を選択：27.00% | 19.00% | |
| コロンビア | 32.00% | 2021年には31%、2022年には30%へ減少 | 19.00% | |
| ベネズエラ | 34.00% | 15/22/34%の超過累進 | 8.0%～16.5% | 2018年9月１日～2019年12月31日までは16.0% |
| ペルー | 29.50% | | 18.00% | |
| ウルグアイ | 25.00% | | 22.00% | |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| ニカラグア | 30.00% | | 15.00% | |
| エルサルバドル | 30.00% | 総課税所得が15万ドル以下の納税者には25%が適用される。 | 13.00% | |
| ボリビア | 25.00% | | 13.00% | |
| パナマ | 25.00% | | 7.00% | |
| 中国 | 25.00% | | 13%、9%、6% | |
| 香港 | 16.50% | 課税所得HKD2,000,000までは8.25% | N/A | |
| 台湾 | 20.00% | 課税所得NTD500,000超でない場合は19% | 5.00% | |
| 韓国 | 27.50% | 11%～27.5% | 10.00% | |
| ベトナム | 20.00% | | 10.00% | 5%の軽減税率有 |
| マレーシア | 24.00% | 資本金250万MR以下のSMEにつき、課税所得50万MRは17% | Sales tax：5%又は10%<br>Service tax：6% | 2018年9月1日より、Sales tax、Service taxが導入 |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| シンガポール | 17.00% | | 7.00% | |
| フィリピン | 30.00% | | 12.00% | |
| タイ | 20.00% | 中小法人は軽減税率有 | 7.00% | 法定税率10%<br>（引き上げ時期は未定） |
| インドネシア | 25.00% | | 10.00% | 5%～15%の場合あり |
| インド | 30.00% | ・外国法人は40%<br>・Surcharge and Education Cessが別途課税<br>・一定の小規模法人については25%の軽減税率課税有 | 0.25%, 3%, 5%, 12%, 18%, 28% | 州により異なる |
| パキスタン | 29.00% | ・2019年度：29%（金融業除く）<br>・金融業は35%、一定の中小企業は23%とされている。 | 17.00% | 2～11.5%の軽減税率有。サービスの場合には、州により13%～16% |
| カンボジア | 20.00% | 代替ミニマム税有 | 10.00% | |
| スリランカ | 14.00%/18.00%/28.00% | 業種により適用税率が異なる | 0%/8.00%/15.00% | 製品の種類、サービスの内容により適用税率が異なる |
| モンゴル | 25.00% | 60億MNTまでは10% | 10.00% | |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| ミャンマー | 25.00% | | 5.00% | 付加価値税ではなく商業税 |
| ラオス | 24.00% | たばこ製造・販売・輸入企業は26% | 10.00% | |
| サモア | 27.00% | | 15.00% | |
| バングラデッシュ | 上場企業：25%<br>非上場企業：35% | 携帯通信業等の特定業種については特別税率有 | 15.00% | 衣類品やスーパーでの購入、IT対応サービスなど軽減税率有 |
| オーストラリア | 30.00% | | 10.00% | |
| ニュージーランド | 28.00% | | 15.00% | |
| イギリス | 19.00% | 2020年4月1日より17%に引き下げ→見送り | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率5% |
| ドイツ | 15.00% | 実行税率は15.825% | 19.00% | 一定の品目については、軽減税率7% |
| フランス | 31.00% | 課税所得500,000ユーロ以下は28%課税 | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率13%,10%,0.9% |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| オランダ | 25.00% | 課税所得200,000ユーロ超（2021年以降は21.7%) | 21.00% | 生活必需品などは6%の軽減税率適用 |
| オーストリア | 25.00% | | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率13%,10% |
| リトアニア | 15.00% | | 21.00% | 一定の品目については、軽減税率9%、5% |
| エストニア | 20.00% | | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率9% |
| モルドバ | 12.00% | | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率8%,10% |
| カザフスタン | 20.00% | | 12.00% | |
| スペイン | 25.00% | | 21.00% | 一定の場合には軽減税率4%、10% |
| ポーランド | 19.00% | | 23.00% | 一定の品目については、軽減税率8%, 5% |
| チェコ | 19.00% | | 21.00% | 一定の品目については、軽減税率15%,10% |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| スロバキア | 21.00% | | 20.00% | 一定の品目については、軽減税率10% |
| ハンガリー | 9.00% | | 27.00% | 一定の品目については、軽減税率18%, 5% |
| ギリシャ | 26.00% | 2019年1月以降 | 24.00% | 一定の品目については、軽減税率13% |
| ベルギー | 29.58% | 2020年1月以降は25% | 21.00% | |
| トルコ | 22.00% | | 18.00% | 一定の品目については、軽減税率8%,1% |
| ルーマアニア | 16.00% | | 19.00% | 一定の品目については、軽減税率9%,5% |
| ルクセンブルク | 17.00% | 課税所得200,000ﾕｰﾛ超 | 17.00% | 一定の品目については、軽減税率14%、8%、3% |
| ベラルーシ | 18.00% | 銀行、保険業は25%、特定の石油運送業は50% | 20.00% | 一定の品目については25%、軽減税率10% |
| アゼルバイジャン | 20.00% | | 18.00% | |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| イスラエル | 23.00% | | 17.00% | |
| カタール | 10.00% | 石油事業は35% | N/A | |
| オマーン | 15.00% | | N/A | |
| バーレーン | 46.00% | | 5.00% | |
| 南アフリカ | 28.00% | | 15.00% | |
| マダガスカル | 20.00% | 年間売上200百万MGA以上 | 20.00% | |
| イラク | 15.00% | | 0.00% | |
| リビア | 24.00% | 20% + 4% Jehad Tax | N/A | |
| ナイジェリア | 30.00% | 内国法人には＋2%教育税が課される | 7.50% | |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

# 3. 各国の税率

| 国名 | 法人所得税 | | 付加価値税 | |
|---|---|---|---|---|
| チュニジア | 25.00% | 銀行、保険業、電気通信事業、石油サービス業は35%、農業、漁業は10% | 19.00% | 一定の品目については、軽減税率13%,7% |
| ボツワナ | 22.00% | 財務省の認定を受けた製造業・国際金融業は15% | 12.00% | |
| ナミビア | 32.00% | | 15.00% | |
| ザンビア | 35.00% | | 16.00% | |


© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

© 2020 Grant Thornton Taiyo Tax Corporation. All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

このレポートは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、太陽グラントソントンの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、太陽グラントソントンは責任を負いません。今回のレポートの情報を利用する必要がある場合、太陽グラントソントンからご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。
yoichi.ishizuka@jp.gt.com / mayuko.kimura@jp.gt.com